



セルフチェック

- どのような言動が人権侵害にあたるのか、理解している
- 「場合によっては体罰もやむを得ない」「自分自身、体罰をきっかけに成長できた」という考えはない
- 焦りや苛立ちに左右されず、冷静な対応ができています
- 先入観や憶測にとらわれず、児童生徒の声を聴き、思いを受け止め、共に歩む姿勢を大切にしている
- 従来やり方にとどまらず、常に新しい指導方法について学んでいる
- 自分の思い通りにならなくても、児童生徒を無理やり動かそうとしない
- 問題行動の現象面だけ見て判断するのではなく、家庭環境や発達特性について理解した上で、それに応じた内容や方法で指導している
- 指導上の悩みを同僚に打ち明けることに、抵抗感はない
- 教職員間で有効な指導方法の共有や日常的な情報交換をし、チームでの指導を心がけている
- 同僚の体罰行為をすぐに止めることができる
- 体罰や不適切な指導を知ったら、速やかに管理職等に報告している

チェックが入らない項目がある場合は、
体罰等防止ガイドラインを活用し、常に自己の姿勢を見直しましょう



体罰等防止ガイドライン



体罰通報窓口



体罰等の不祥事を防止するための心得



- 1 一人ひとりが、尼崎市の教育を支え合っていることを自覚する。
- 2 人権意識を高め、相手の立場や人格を尊重して、児童生徒、保護者、上司、同僚など、周りの人たちに接する。
- 3 常に「市民に自信を持って説明できる」という認識を持って行動する。
- 4 「おかしい」ことに気づいたら、目をそらさず、注意し合う、上司に報告するなど、職場のチーム力を高める。
- 5 体罰等の不祥事が自分や大切な家族、信頼してくれる児童生徒に与える影響を想像して行動する。

体罰のない学校づくりに向けて

児童生徒、教職員、誰もが
安全・安心に過ごせるように



➔ なぜ、体罰はいけないのか。

- 体罰が繰り返されると、児童生徒の心身の成長・発達にさまざまな影響が生じる可能性があります。
- これは科学的にも明らかになっています。

➔ なにが体罰に当たるのか。

- 身体に対する侵害行為（殴る、ける等）
- 肉体的に苦痛を伴う行為（正座を長時間にわたり保持させる等）

これらは
全て
体罰です

- 言っても聞かないから、突き飛ばす。
- いつまでも私語が続くので、ペンを投げ当てる。
- 友達を叩いたので、痛みをわからせるため同じように叩く。
- いたずらをしたので、教室に残留させ、トイレに行きたいと訴えたが、一切室外に出ることを許さない。

※道に飛び出しそうな児童生徒の手をつかむといった
目の危険回避のための行為は該当しません。

体罰によらない 指導を実践するために

1 子どもは、あらゆる暴力から 守られる権利を持っています。

- 子どもは未来への希望です。
子どもが健やかに育つよう、安全・安心な環境を整えましょう。
- 体罰は、人間としての尊厳を損なう行為であり重大な人権侵害です。
- たとえ「指導」が必要な場面であっても
「苦痛を与えるような暴力」は許されません。

—ガイドラインP1~4、P5、P10、P13



2 「プレイヤーズセンタード (子どもが中心)」を意識しましょう。

- 主役は児童生徒です。教職員自身の考えを一方向的に児童生徒に伝えるのではなく、気づきを促し、成長に導いていくコーチングを目指しましょう。
- 結果ばかりに囚われ、体罰や暴言等の手段を用いるのではなく、児童生徒が自ら結果を目指して努力することこそが成長につながるのです。
- 教育者がすることは「支配」ではなく「指導」です。
- 教職員自身の評価のために、自分の理想や価値観を児童生徒に押し付けてはいけません。児童生徒の思いを尊重しながら、自主自立をサポートしましょう。

—ガイドラインP14、P16~17



3 指導方法を振り返り、改善しましょう。

- 児童生徒の意見を尊重し、児童生徒にとって何が最も良いことかを考え、一人ひとりに応じた指導方法を学び実践しましょう。
- 対話による解決の重要性を、身を持って児童生徒に教えましょう。
(対話による粘り強い指導が、次の社会を担う人材の倫理観を作ります。)
- 尊敬と恐怖は異なります。恐怖を与えて行動を促すのではなく、児童生徒が理解できる方法で指導しましょう。
- 自らの経験に基づくものに限らず、幅広い指導方法を取り入れましょう。

—ガイドラインP5、P10、P12~15



4 感情に任せて怒るのではなく、 冷静に叱りましょう。

- 感情をそのままぶつけても、児童生徒のための良い指導にはなりません。
- 時間や心に余裕がない時は深呼吸をするなど
イライラをうまく逃がしましょう。
- 自分の教育のゴール、長期的目標を考えてみましょう。
- 普段から自分に合ったストレス発散方法を実践し、
イライラを溜めないように備えましょう。

—ガイドラインP5、P10、P13~14



5 困ったことが起これば、お互いに 相談しましょう。

- 頼ることは恥じることはありません。一人で考え込まず、周囲の人と話をしてみましょう。
- 対応が難しい場面があれば、あせらず、複数で対応しましょう。
- 教職員同士で効果的な指導方法を共有したり、
注意し合える関係づくりに努めましょう。

—ガイドラインP10、P12、P14~17

